

## 市民救命士の養成に関する実施要綱運用細則

### (目的)

第1条 この運用細則は、市民救命士の養成に関する実施要綱(以下「要綱」という。) 第30条に基づき、必要な事項を定める。

### (市民救命士等の講習カリキュラム)

第2条 要綱第3条の市民救命士講習、救急インストラクター講習及び応急手当指導員講習のカリキュラムを細則別表第1のとおり定める。

### (応急手当WEB講習又は、オンライン講習を利用した事前学習の要件)

第3条 要綱第3条第2項で定める市民救命士講習の種別について、応急手当WEB講習（以下「WEB講習」という。）又はオンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）による事前学習を利用する場合は以下の各号の要件を満たすこと。

- (1) WEB講習について、神戸市消防局が公開しているWEB講習サイトにより事前学習を実施すること。
- (2) WEB講習受講後に発行される受講証明書を印刷のうえ、実技講習当日に持参すること。ただし、携帯型端末等で受講した場合には、受講証明書発行画面を提示することでこれに代えることができる。
- (3) WEB講習又はオンライン講習を受講し、概ね1か月以内に実技講習を受講すること。
- (4) 複数名によるWEB講習の事前学習については、実施方法を別途指示するものとする。

### (受講対象者)

第3条の2 市民救命士講習等（救命入門コースを除く）の受講対象者は、神戸市に在住、在勤または在学している中学生以上とする。

2 救命入門コースの受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 小学生 中・高学年（4・5・6年生）の児童
- (2) 3時間以上の講習時間の確保が困難な個人又は団体
- (3) 受講後、概ね1年内に普通救命コースⅠ又は普通救命コースⅡ（分割）を受講予定の個人又は団体

### (市民救命士等の再講習カリキュラム)

第4条 要綱第6条第4項の市民救命士再講習、要綱第11条第4項の救急インストラクターレ講習及び要綱第17条第2項の応急手当指導員再講習のカリキュラムを細則別表第2のとおり定める。

### (応急手当普及員認定証の交付の要件)

第4条の2 要綱第9条第2項の要件について、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師の免許を有すること。
- (2) 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師の免許を有すること。

(3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有すること。

(4) 救急救命士法(平成3年法律第36号)に定める救急救命士の免許を有すること。

(民間救急講習団体の要件)

第5条 要綱第13条第2項の要件について、次のいずれかに該当する救急インストラクター等が3名以上在籍しているものとする。

(1) 要綱第10条第1項の市民救命士講習（救命入門コースは除く。）について、応急手当指導員立会いの市民救命士講習を2回以上かつ6時間以上の指導実績を有すること。

(2) 前号の指導実績を有する救急インストラクターが立会いのもと、前号の市民救命士講習を2回以上かつ6時間以上の指導実績を有すること。

(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に定める養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を有する救急インストラクター。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第5項及び第6項に定める高等学校教諭、中学校教諭又は小学校教諭の保健体育又は体育の免許状を有する救急インストラクター。

(5) 要綱第15条の応急手当指導員。

(講習実施時の必要経費の上限)

第6条 要綱第29条第3項の市民救命士講習実施時の必要経費の上限は、受講者1人当たり2,000円とする。

(交通費の支給)

第7条 消防局長又は消防署長が開催する市民救命士講習会等において、応急手当指導員等に協力を依頼した場合は、交通費を支給することができる。

#### 附 則

この運用細則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この運用細則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この運用細則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この運用細則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この運用細則は、平成23年7月1日から施行する。

#### 附 則

この運用細則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この運用細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この運用細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運用細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用細則は、令和7年9月1日から施行する。